

2 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法（別表第6）

(1) 養護教諭2種免許状

①《臨時免許状から2種免許状を取得する場合》

【別表第6、施行規則第17条、県教委規則第23条】

養護助教諭（臨時）免許状取得後、養護助教諭として良好な成績で勤務した在職年数		年 6	7	8	9	以上 10
養護助教諭（臨時）免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数		単位 30	25	20	15	10
最低修得単位数		14	12	10	8	6
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1	1	1	3つの科目について、それぞれ1単位以上
	学校保健	1	1	1	1	
	養護概説					
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	1	1	1	1	
	栄養学（食品学を含む。）	1	1			
	解剖学・生理学	1	1	1	1	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」					
	精神保健					
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	5	4	3	3		
最低修得単位数		8	7	6	4	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	4	3	2	1	任意
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	3	2	
最低修得単位数		2	2	1	1	—
大学が独自に設定する科目	「養護に関する科目」もしくは「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること					

(注) 1 在職年数には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の養護に従事する職員で常時勤務に服した期間を含む。  
【別表第6備考第4号、施行規則第69条の3】

2 最低在職年数（6年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。  
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】

3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。  
【施行規則第70条】

4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。  
【別表第3備考第6号】

5 「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。  
また、総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

## ②《看護師免許等を有して臨時免許状から2種免許状を取得する場合》

【看護師免許：別表第6備考第2号、施行規則第17条、県教委規則第23条】

【准看護師免許：昭和29年改正法附則第18項、施行規則附則第11項】

		看護師免許	准看護師免許
養護助教諭（臨時）免許状取得後、養護助教諭として良好な成績で勤務した在職年数		— 年以上	3 年以上
養護助教諭（臨時）免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数		10 単位	10 単位
最低修得単位数		4	6
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2つの科目について、それぞれ1単位以上	3つの科目について、それぞれ1単位以上
	学校保健		
	養護概説		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		
	栄養学（食品学を含む。）		
	解剖学・生理学		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		
	精神保健		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）			
最低修得単位数		3	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	任意	任意
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		

(注) 1 在職年数には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の養護に従事する職員で常時勤務に服した期間を含む。

【別表第6備考第4号、施行規則第69条の3】

2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

3 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

4 「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。

また、総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のいずれかから任意に修得すること。

## (2) 養護教諭1種免許状

## ①養護教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《短期大学卒業等の場合》

【別表第6、施行規則第17条、県教委規則第23条】

養護教諭2種免許状取得後、養護（助）教諭として良好な成績で勤務した在職年数		年 3	4	以上 5
養護教諭2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数		単位 20	15	10
最低修得単位数		8	7	6
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1	3つの科目について、それぞれ1単位以上
	学校保健	1	1	
	養護概説			
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2つの科目について、それぞれ1単位以上	1	
	栄養学（食品学を含む。）			
	解剖学・生理学			
	「微生物学、免疫学、薬理概論」			
	精神保健	2	1	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）				
最低修得単位数		6	5	4
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2
最低修得単位数		2	1	—
大学が独自に設定する科目	「養護に関する科目」もしくは「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること			

(注) 1 在職年数には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の養護に従事する職員で常時勤務に服した期間を含む。

【別表第6備考第4号、施行規則第69条の3】

2 最低在職年数（3年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。

【別表第3備考第7号、施行規則第68条】

3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

5 「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。

また、総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

6 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。

【別表第3備考5号、施行規則第22条の3】

②養護教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《4年制大学卒業等の場合》

【別表第6、施行規則第17条の表備考、県教委規則第23条】

※ 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者もしくは大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者を含む。

③《保健師免許を受けていることにより、2種免許状を有している場合》

【別表第6備考第1号、施行規則第17条第3項、県教委規則第23条】

		②	③
養護教諭2種免許状取得後、養護（助）教諭として良好な成績で勤務した在職年数		年以上 1	年以上 1
養護教諭2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数		単位 10	単位 10
最低修得単位数		4	4
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2つの科目について、それぞれ1単位以上	2つの科目について、それぞれ1単位以上
	学校保健		
	養護概説		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		
	栄養学（食品学を含む。）		
	解剖学・生理学		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		
	精神保健		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）			
最低修得単位数		3	3
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	任意	任意
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		
最低修得単位数		2	—
大学が独自に設定する科目	「養護に関する科目」もしくは「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること		

(注) 1 在職年数には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の養護に従事する職員で常時勤務に服した期間を含む。

【別表第6備考第4号、施行規則第69条の3】

2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

3 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

4 「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。

また、総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

6 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。

【別表第3備考5号、施行規則第22条の3】

## (3) 養護教諭専修免許状

【別表第6、施行規則第17条】

養護教諭1種免許状取得後、養護（助）教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3年以上
養護教諭1種免許状取得後、大学院等において修得することを必要とする最低単位数	「大学が独自に設定する科目」 15単位

(注) 1 在職年数には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の養護に従事する職員で常時勤務に服した期間を含む。

【別表第6備考第4号、施行規則第69条の3】

2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

3 大学院、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習もしくは公開講座等において修得すること。

【別表第3備考第4号・第6号】

4 「大学が独自に設定する科目」のうち3単位までは、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目をもって、これに替えることができる。

【施行規則第17条第4項】